

## 市民税・県民税の申告は忘れなく

### ○令和6年度市民税・県民税

#### 申告受付会場の設置期間は



**3月15日(金)までです!**

期限後に市民税・県民税の申告をされる方は、  
税務課または各総合支所へお越しください。

なお、申告内容によっては税務署での確定申告  
が必要となる場合があります。

### ○申告が必要な方

令和6年1月1日現在、五所川原市に住所のあ  
る方で、下記のいずれかにあてはまる方は申告が  
必要な場合があります。

- 令和5年中に給与・公的年金以外の収入があつた方
- 令和5年中に収入がまったくなかった方
- 障害年金や遺族年金等の非課税所得のみの方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等に加入している方 など

### ○申告が必要な方が申告しなかった場合、こんな不利益が…

- 市民税・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が正しく計算されない。
- 公営住宅の更新等、さまざまな手続きに必要な所得課税証明書が発行されない。
- 各種給付金や手当の支給要件に該当するか判定できない。



\* その他詳細については、市ホームページをご覧ください。  
問い合わせ先…税務課 内線2253



五所川原 申告

検索

## 軽自動車等の変更手続きはお済みですか？

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点の所有者に課税されます。所有者が転出したり、車両を処分・譲渡したときは届出が必要です。届出しないうちまですると、引き続き課税されますので、忘れずに届出を済ませましょう。

各車種の手続き場所は次のとおりです。手続きに必要なものについては、直接お問い合わせください。

### ▷原動機付自転車・小型特殊自動車

税務課 内線2255／金木総合支所総合窓口係 内線3135／市浦総合支所総合窓口係 内線4066

### ▷軽三輪・軽四輪

軽自動車検査協会青森事務所 Tel.050-3816-1831

### ▷軽二輪・二輪の小型自動車…国土交通省東北運輸局青森運輸支局 Tel.050-5540-2008

## 愛車の住所変更は忘れなく

自動車税種別割の納税通知書は、原則として4月1日現在での自動車登録の住所（車検証に記載されている住所）に送付しています。引っ越しなどで住所が変わったときは、運輸支局で住所の「変更登録」を行う必要があります。3月中に手続きができない場合は、最寄りの地域県民局県税部までご連絡ください。

また「青森県電子申請・届出システム」から届け出

することもできますので、詳しくは県ホームページ（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>）をご覧ください。

\* 車検証の住所は別途変更が必要です。運輸支局での変更登録も忘れずに行ってください。

問い合わせ先…西北地域県民局県税部納税管理課  
Tel.34-3141

## 今月の納期 納期限 4月1日(月)

税・保険料	納期限	問い合わせ先
国民健康保険税	9期	収納課 内線2273
後期高齢者医療保険料	9期	国保年金課 内線2346
介護保険料	9期	介護福祉課 内線2443

納付は  
便利で確実な  
口座振替を！

